議 会 運 営 委 員 会 日 程

平成２４年６月２１日（木）
午前１０時　５０２会議室

日程第１　追加議案について
(1) 議案第１２６号　人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第２　委員会提出議案について
(1) 委員会提出議案第１号　市長の専決事項の指定についての一部改正

日程第３　意見書案及び決議案について
(1) 意見書案第　８号　義務教育費の財源確保等に関する意見書
(2) 意見書案第　９号　最低賃金の改定等に関する意見書
(3) 意見書案第１０号　賃貸住宅居住者等の居住の安定の確保を求める意見書
(4) 意見書案第１１号　東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書
(5) 意見書案第１２号　北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
(6) 意見書案第１３号　防災・減災のための公共投資による社会インフラの再構築を求める意見書
(7) 意見書案第１４号　地方税財源の充実確保を求める意見書
(8) 意見書案第１５号　再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
(9) 意見書案第１６号　尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書
(10)意見書案第１７号　尖閣諸島の防備を推進するための法整備を求める意見書
(11)意見書案第１８号　原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書
(12)意見書案第１９号　県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書
(13)決議案第　　１号　議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

日程第４　議員の派遣について

日程第５　６月２２日（金）の本会議の運営について
【別紙「６月２２日（金）の本会議の議事要領」による】

日程第６　一般質問について

日程第７　代表質問における質問時間の配分方法について

日程第８　その他

委員会提出議案第１号

市長の専決事項の指定についての一部改正案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　議会運営委員長　　廣　田　健　一

市長の専決事項の指定についての一部改正

市長の専決事項の指定について（昭和３９年３月２８日議決）の一部を次のように改正する。

第１項中「ついて」を「係る」に、「を行なう」を「（第６項に規定する和解及び調停を除く。）に関する」に改め、第５項の次に次の１項を加える。

６　市営住宅又は特定公共賃貸住宅の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

提　案　理　由

市営住宅又は特定公共賃貸住宅の使用料の支払又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停に関することを市長の専決事項に指定するため、所要の改正をするものである。

意見書案第８号

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、これまで我が国の義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担ってきた。

しかしながら、本制度は昭和６０年以来、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、制度改革及び歳出抑制の観点から見直されてきており、平成１８年度からは小中学校の教職員給与費の国庫負担割合が、２分の１から３分の１へと引き下げられているところである。

また、昨年４月には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、３０年ぶりに４０人学級を見直し、小学校１年生の学級編制の標準が３５人に引き下げられ、さらに、附則において、小学校２年生から中学校３年生までについても、少人数学級を順次拡大し、必要な財源確保を目指すとされたところである。

地方自治体の財政状況に左右されることなく、全ての子どもたちが等しく教育を受けられ、教育水準の維持向上を図るようにするためには、国として教育予算を充実させることが重要であり、また、教職員定数改善計画の早期策定及び実施が望まれるところである。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、義務教育に係る予算について地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するほか、学級編制基準の見直しや教職員の定数改善等きめ細かな行き届いた教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
財　務　大　臣
文 部 科 学 大 臣

意見書案第９号

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、復興需要等を背景に、景気回復の動きが見られる一方、欧州政府の債務危機を巡る不確実性が高まり、これらを背景とした金融資本市場の変動や海外景気の下振れ等によって、我が国の景気が下押しされるリスクが存在しており、雇用情勢についても、持ち直してはいるものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、昨年１０月には神奈川県の地域別最低賃金が引き上げられたところであるが、労働者の非正規化など就業形態が多様化している状況において、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保障するものであり、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットとして、その重要性は高まっているところである。

よって、国におかれては、平成２４年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　最低賃金の改定については、早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、正規の職員・従業員の賃金水準に見合うものとすること。

２　神奈川地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。

３　総枠としての最低賃金論議においては、生活保護との整合性が明確にされたことから、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
厚 生 労 働 大 臣
神奈川労働局長

意見書案第１０号

賃貸住宅居住者等の居住の安定の確保を求める意見書

国民が豊かで安心できる生活を送る上で、住宅は人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、居住の安定の確保は、豊かな国民生活を実現するために極めて重要な課題である。

平成２４年１月２０日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を巡っても、当該方針では、独立行政法人都市再生機構について、業務の見直しと併せ、分割・再編し、スリム化することを検討するとともに、会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し、平成２４年夏までに結論を得るとしているため、当該法人の賃貸住宅の居住者は、今後の居住の安定が確保されるのか大きな不安を抱いているところである。

一方で、高齢者世帯や要介護者等の増加、障害者が自立して生活できる環境づくり、子育て世帯に適した広さや性能の賃貸住宅確保に対応するため、高齢者、障害者及び子育て世帯が安心して生活することができる住環境を整備することにより、その居住の安定の確保を推進することが求められている。

よって、国におかれては、民間・公共住宅の区別なく最低限度の居住の保障に関する住宅政策を確立し、住宅市場の中で住宅を確保することが困難な人々がそれぞれの事情に適した住宅の確保を可能にする住宅セーフティネットを強化することにより、それぞれの住民や地域に即した居住の安定を確保されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
国 土 交 通 大 臣

意見書案第１１号

東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　浅　野　文　直

〃　　菅　原　　進

〃　　東　　正　則

〃　　竹　間　幸　一

〃　　松　川　正二郎

東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書

東京電力株式会社は、今年４月からの事業者向け電気料金の値上げに続き、７月１日から家庭向け電気料金を平均１０．２８％値上げする案を国に申請している。

国主催の公聴会では、「１兆円という途方もない規模の公的資金を投入するのに、電気料金を上げることは許せない」、商店街からの「規模の小さな事業者は値上げ分を価格に転嫁できず、経営が厳しくなる」など多くの反対意見が上げられており、相次ぐ値上げは、中小企業・商店の営業と個人消費を一層停滞させ、国民生活と日本経済を悪化させる要因になりかねない。

一方、東京電力の家庭向け電力は、全販売量の３８％であるにもかかわらず、営業利益に占める割合は９１％に上り、全販売量の６２％を占める事業者向け電力で生じた赤字を家庭向け電力の利益で補填しているのが近年の実態となっている。

また、東京電力は、発電に要した費用を全て電気料金に反映させる総括原価方式を採用しているが、日本の電力業界は、液化天然ガスなどを世界最高の高値で輸入している上、国の「東京電力に関する経営・財務調査委員会」は、東京電力の電気料金算定の基礎となる見積りが直近１０年間で実際の費用より６，１８６億円も高かったことを指摘しており、さらに今回の値上げの要因の中には福島の原子力発電所の事故対策費用が含まれているともされ、このような値上げを国民に押し付けることは許すことができない。

よって、国におかれては、東京電力が申請している今回の家庭向け電気料金の値上げによる国民生活への影響を回避するための方策に万全を期されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
経 済 産 業 大 臣

意見書案第１２号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　浅　野　文　直

〃　　菅　原　　進

〃　　東　　正　則

〃　　竹　間　幸　一

〃　　松　川　正二郎

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成１４年に北朝鮮が日本人の拉致を認めてから、５人の被害者とその家族の帰国以外は、全く事態が進展しておらず、北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者の苦しみと、日本の地で帰りを待つ御家族の苦痛は筆舌に尽くし難い。

また、北朝鮮による拉致被害者として国が現在認定している１７人以外にも、いわゆる特定失踪者を含め、北朝鮮によって拉致された可能性を否定できない未認定者も多数存在しており、真相究明が求められているところである。

しかしながら、平成１８年以降、国は、首相を本部長とする対策本部を設置し、担当大臣を任命して被害者の救出に取り組んでいるものの、これまでのところ具体的成果を上げることができていない。

拉致問題は、重大な主権侵害であり、かつ、許し難い人権侵害であることは言うまでもない。本市にとっても、市内に拉致被害者の御家族がお住まいであり、一日も早い解決が待たれている。

このような状況の中、北朝鮮では昨年末に、最高指導者である金正日が死亡し、新体制へ移行したが、「拉致問題は解決済み」との主張を繰り返し、誠意ある対応を示してこなかった金正日が死亡したことは、後継である金正恩政権が不安定な状態であることと合わせ、拉致被害者救出の好機となり得ることから、国は、この機を逃さずに金正恩政権に強く働きかけ、北朝鮮を実質的交渉の場に引き出すべきである。

一方、指導者の交代による混乱で、拉致被害者に危害が及ぶことへの懸念もあることから、それに備えた対策も早急に検討しなければならない。

よって、国におかれては、この指導者交代の機を捉え、北朝鮮に対し我が国の姿勢を示し、全精力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内閣総理大臣　　宛て
総　務　大　臣
外　務　大　臣
拉致問題担当大臣

意見書案第１３号

防災・減災のための公共投資による社会インフラの再構築を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　浅　野　文　直

〃　　菅　原　　進

〃　　東　　正　則

〃　　竹　間　幸　一

〃　　松　川　正二郎

防災・減災のための公共投資による社会インフラの再構築を求める意見書

我が国では、高度経済成長期から道路や橋りょう、上下水道、港湾など社会インフラの整備が急速に進み、建築後数十年が経過した現在、それらの老朽化が進行している。

例えば、国土交通省が設置した道路橋の予防保全に向けた有識者会議は、平成２７年には６万もの橋りょうが建築後４０年を経過し、劣化損傷が多発する危険が高まっていることを指摘しており、首都直下型地震等の発生が懸念される中で、社会インフラの老朽化対策は、喫緊の課題となっている。

一方、災害が起きる前に、老朽化した社会インフラへの公共投資を行うことは、防災機能の向上を図ることができ、必要な公共事業として、実施を求める声が高まっている。

よって、国におかれては、社会インフラを安全・安心なものに再構築し、経済の活性化及び雇用の創出を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　老朽化が進み、更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。

２　電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。

３　地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院、社会福祉施設などの地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総　務　大　臣　　宛て
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣

意見書案第１４号

地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　浅　野　文　直

〃　　菅　原　　進

〃　　東　　正　則

〃　　竹　間　幸　一

〃　　松　川　正二郎

地方税財源の充実確保を求める意見書

急速な高齢化の進展に伴い、国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は５割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。

社会保障においては、子育て、医療、介護など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、地方自治体における安定した財源の確保が重要である。

また、経済状況が停滞する中で、地域の雇用確保、社会保障の充実など地方自治体が果たす地域のセーフティーネットとしての役割は一層重要となっており、特に、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などが雇用確保に結び付けられるよう、これらの政策分野の充実・強化が求められている。

現在、国と地方の間の税配分が６対４となっているが、地方交付税等を反映した税の実質配分は２対８と逆転しており、今後、地方が求められている役割を果たし、また、真の分権型社会を実現するためにも、国と地方の税配分を見直していくことが必要である。

よって、国におかれては、平成２５年度予算の編成に向けて、地方税財源の充実確保のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　医療や介護及び子育て支援の分野の人材確保など少子高齢化への対応、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要に見合った地方税財源を確保すること。

２　基幹税からの税源移譲を行い、国と地方の税配分をまずは５対５となるようにすること。さらに、真の分権型社会の実現に向けて国と地方が分担すべき役割を明確にして、新たな役割分担に応じた税配分となるように地方税の配分割合を高めることを検討すること。

３　国庫補助負担金及び国直轄事業負担金について、対象となる事業を地方の役割とする場合は、必要経費の全額を税源移譲する方向で見直しを進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
財　務　大　臣

意見書案第１５号

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　浅　野　文　直

〃　　菅　原　　進

〃　　東　　正　則

〃　　竹　間　幸　一

〃　　松　川　正二郎

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

昨年８月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が本年７月１日に施行されることにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されるが、この制度が効果を発揮することにより、電力を利用する消費者も一緒に設備投資に必要なコストを負担して、社会全体による再生可能エネルギーの普及・拡大が実現されることが期待されている。

しかしながら、再生可能エネルギーの導入に当たっては、風力発電における送電網の増設など施設整備の強化や、メガソーラーの適地を円滑に確保するための制度改革、小水力発電導入時の手続の簡素化・迅速化などが課題として挙げられており、その促進に向けての環境整備が不十分であるとされている。

一方、平成２２年度エネルギーに関する年次報告によると、原油や石炭などの化石資源や再生可能エネルギーを始めとする１次エネルギーの中で、再生可能エネルギーが占める割合がヨーロッパなどの先進地域と比較して我が国は低く、その更なる導入が急務となっている。

よって、国におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性のある買取制度の実現に向けて、十分な環境整備を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　省エネや環境関連投資の促進を図る減税措置を拡充すること。

２　再生可能エネルギーの買取価格と期間について、設定ルールを明確にし、それらの長期的な見通しを示して制度の予見可能性を高めること。

３　再生可能エネルギーの発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関を設置すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
経 済 産 業 大 臣
環　境　大　臣

意見書案第１６号

尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　竹　間　幸　一

〃　　市　古　映　美

〃　　石　川　建　二

〃　　宮　原　春　夫

〃　　石　田　和　子

〃　　斉　藤　隆　司

〃　　佐　野　仁　昭

〃　　井　口　真　美

〃　　勝　又　光　江

〃　　大　庭　裕　子

〃　　猪　股　美　恵

尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書

日本の尖閣諸島の領有について、中国は「日清戦争に乗じた不当な領有」として、尖閣諸島を自国の領土と主張しているが、日本による尖閣諸島の領有は、日清戦争による侵略とは全く性格を異にする正当な行為であるとともに、国際法上の先占の法理に基づいた歴史的にも国際法上も明確な根拠があるものである。

しかしながら、このような国家間で意見の相違がある問題については、何より対話によって解決を図る外交的努力が重要であり、平成２３年１２月の日中首脳会談においても、東シナ海を「平和、協力、友好の海」にするための協力を推進することを確認しており、尖閣諸島問題もこうした外交的努力を継続して解決を図るべきである。

また、この尖閣諸島領有問題をめぐっては、日本の国会議員や自治体首長などによる突出した政治的行動や言動が相次ぎ、中国側の同様な行動も報道されているが、こうした領土問題をめぐった緊張を高める行動や言動は、この問題の解決を遅らせるだけでなく、日中間の「戦略的互恵関係」の推進にも歯止めをかけ、さらには東アジアの平和と安定を損ないかねないものであり、慎まれるべきである。

よって、国におかれては、尖閣諸島領有問題の平和的解決に向けて、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

１　尖閣諸島に対する日本の領有の歴史上及び国際法上の正当性を、国際社会及び中国政府に対して理を尽くして主張すること。

２　領土問題において事態をエスカレートさせ、緊張を高める対応を行うのではなく、対話を最優先して平和的に解決するための対応を行うこと。また、中国に対しても同様の対応を求めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内閣総理大臣　　宛て
総　務　大　臣
外　務　大　臣

意見書案第１７号

尖閣諸島の防備を推進するための法整備を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　浅　野　文　直

〃　　東　　正　則

〃　　松　川　正二郎

尖閣諸島の防備を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法の上でも疑いのないところであるが、中国が不当に領有権を主張している。

このまま放置すれば、我が国の領土保全は極めて不安定な状況になるおそれがあり、尖閣諸島の実効支配を早急に強化し、「尖閣を守る」との国家の意志を明確に示す必要がある。

また、我が国は、世界第６位の排他的経済水域面積を有しており、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも、国境となる離島の保全・振興及びこれらのうち無人島となっている島の適切な管理を進め、とりわけ尖閣諸島に関しては、早急に諸般の現地調査を行うとともに、我が国の船舶の安全航行と漁業関係者の安全操業のため、灯台の設置、避難港の整備などに取り組む必要がある。

よって、国におかれては、海洋国家日本の国益を保全するため、次の事項について速やかに実現を図られるよう強く要望するものである。

１　我が国の領土と主権を確固とした態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに行うこと。

２　我が国の領土主権、排他的経済水域等を保全するため、特に重要な離島の振興に当たり、特別な措置を講ずるための新法を制定すること。

３　我が国の領土主権、排他的経済水域等の保全上重要な無人島について、国による買取りや土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣　　宛て
総　務　大　臣
国 土 交 通 大 臣
防　衛　大　臣

意見書案第１８号

原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　竹　間　幸　一

〃　　市　古　映　美

〃　　石　川　建　二

〃　　宮　原　春　夫

〃　　石　田　和　子

〃　　斉　藤　隆　司

〃　　佐　野　仁　昭

〃　　井　口　真　美

〃　　勝　又　光　江

〃　　大　庭　裕　子

〃　　猪　股　美　恵

原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書

今般、野田佳彦首相は、記者会見で関西電力株式会社の原子力発電所である大飯発電所を再稼働すべきと判断すると表明した。

しかし、その内容は、次のとおり国民の命と安全を危険にさらすものと言わざるを得ず、到底納得を得られるものではない。

第１に、福島の原子力発電所の事故の原因究明がなされておらず、安全対策が不十分である。免震重要棟とフィルター付きベント設備は、３年後にならないと設置されず、また、原子力発電所をどのような地震・津波が襲う危険があるのかも明らかにされていない。

第２に、計画停電で国民生活が混乱すると言いながら、その原因となる電力不足について具体的根拠を示していない。夏場の電力需給について、需要のピーク時はどれくらいの時間帯・日数にわたるのか、原子力発電所を稼働しない場合に他の発電方法の活用や電力融通、節電などによって、どれだけ需要を減らし、供給を増やせるのかといったことが明らかにされていない。

第３に、原子力発電を「重要な電源」と位置付けて再稼動の判断をしたとのことであるが、この考えは、今後の原子力発電所の継続的な運転に道を開くものである。

よって、国におかれては、大飯発電所の再稼働の方針を撤回するとともに、今後のエネルギー政策において、原子力発電所の再稼働や継続的な運転を前提とするのではなく、原子力発電からの脱却を決断し、代替エネルギーの利用を進められるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内閣総理大臣　　宛て
総　務　大　臣
経済産業大臣

意見書案第１９号

県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　竹　間　幸　一

〃　　市　古　映　美

〃　　石　川　建　二

〃　　宮　原　春　夫

〃　　石　田　和　子

〃　　斉　藤　隆　司

〃　　佐　野　仁　昭

〃　　井　口　真　美

〃　　勝　又　光　江

〃　　大　庭　裕　子

〃　　猪　股　美　恵

県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書

報道によれば、県の財政再建策を検討している有識者による「神奈川県緊急財政対策本部調査会」は、警察及び学校を除く全ての県有施設を「３年間で原則廃止」、県から市町村への補助金等も「全て一時凍結して見直す」との方向性を打ち出し、今年７月に「中間まとめ」として明文化し、知事に提言するとされている。

原則廃止の対象となる県民利用施設及び出先機関については、合計で約２４０施設にも上り、川崎市内の施設では、県立川崎図書館、県立東高根森林公園、３つの県税事務所、パスポートセンターなどが対象となっている。

また、団地の集約化や市町への移譲など見直しの検討対象となっている県営住宅は、川崎市内に約４，０００戸も存在している。

これらの県有施設が、３年間で原則廃止とされ、廃止・移譲・統合等が行われれば、本市の市民生活と行財政に重大な影響をもたらすものとなる。

一方、県から市町村への補助金等約３８５億円、１１９事業が、見直しの対象となっていることも看過できない。

本市における県からの補助金等は、子育て支援対策臨時特例交付金事業費補助、緊急雇用創出事業費補助、重度障害者医療費給付事業費補助など多岐にわたり、本市の平成２４年度予算では総額約６５億円に上る。

国の基金を財源とする補助金等もあるものの、これらが報道のとおり、削減・廃止・凍結されるようなことになれば、市民のための福祉施策と市財政への影響は、計り知れないものとなる。

よって、県におかれては、本市を始め、県内市町村の市民生活と市町村財政に極めて重大な影響をもたらすこととなる県有施設の廃止・移譲・統合等と、県から市町村への補助金等の削減・廃止・凍結といった見直しを行われないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年　月　日

議会議長名

神奈川県知事　　宛て

決議案第１号

議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　　大　島　　明　　様

提出者　　川崎市議会議員　　浅　野　文　直

〃　　菅　原　　進

〃　　東　　正　則

〃　　松　川　正二郎

議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

平成１１年に国旗及び国歌に関する法律が施行され、日の丸と通称されている日章旗を日本の国旗とすることについて、法律の根拠が与えられた。

国際社会においては、各国の国民が交流し、友好を深め、平和を築くために相互の文化や伝統を尊重し、かつ、お互いの国旗や国歌に敬意を表することが大切であり、こうした中、日の丸は、オリンピックなど大規模な国際交流の場においても、国家の象徴として、国際的にも多くの人に受け入れられているところである。

また、市制施行の翌年の大正１４年に定められた本市のき章は、「川崎」の「川」の字を表すだけでなく、市民の歴史とともに流れ続ける多摩川と、それと同じように発展する「川崎」を象徴しており、昭和４０年には、本市を象徴する標識として、そのき章を配した川崎市旗が定められている。

よって、本市議会は、国際社会の一員として我が国の国旗に敬意を表し、かつ、川崎市旗の下、市民の代表として、より一層真摯に議会活動に臨むため、議場に国旗及び市旗を掲揚するものである。

以上、決議する。

年　月　日

川崎市議会

議員の派遣（案）

平成２４年６月２２日

地方自治法第１００条第１３項及び川崎市議会会議規則第１２５条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

平成２４年度川崎市議会議員海外視察

１　派遣目的

先駆的な行政施策の実情等を調査し、姉妹・友好都市等をはじめとする海外諸都市との交流や意見交換を行う。

２　派遣場所

オランダ、オーストリア、ドイツ

３　派遣期間

平成２４年７月２２日（日）～７月２９日（日）

４　主要調査項目

エネルギー政策について（アムステルダム）
教育施策について（アムステルダム）
友好都市表敬訪問（ザルツブルク）
地域経済活性化について（ザルツブルク）
高齢者福祉施策について（フランクフルト）
環境政策について（フライブルク）

５　派遣議員

鏑木茂哉、潮田智信、矢澤博孝、嶋崎嘉夫、石田康博、廣田健一、粕谷葉子、
織田勝久、山田益男、山崎直史、松原成文、露木明美、木庭理香子、月本琢也
松川正二郎、原　典之、小川顕正

６月２２日（金）の本会議の議事要領

1

日程第１　一般議案　３８件
日程第２　報　　告　１３件
日程第３　請　　願　　３件
} 一括上程

(1) 委員長報告　（日程第１、第３の各案件）
総務、市民、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順
〜　委員長報告に対する質疑　〜

(2) 討　論　（日程第１、第３の各案件）
［日程第２の報告に対するご意見などがあれば、併せてお願いする。発言は、今議会の発言順］

(3) 採　決
① 日程第１の議案３８件中、次の議案９件を除いた２９件を起立により一括採決
議案第　９０号　川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９１号　川崎市視覚障害者情報文化センター条例の制定について
議案第　９４号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９５号　川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の締結について
議案第　９６号　川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事請負契約の締結について
議案第　９７号　川崎高等学校及び附属中学校等新築空気調和設備工事請負契約の締結について
議案第　９８号　川崎港コンテナターミナル・コンテナクレーン製作工事請負契約の締結について
議案第１０１号　黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
議案第１１３号　川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定についての市長の専決処分の承認について

② 除いた議案９件中、議案第９０号、第９４号、第９８号及び第１１３号の４件を起立により一括採決

③ 除いた議案第９１号、第９５号、第９６号、第９７号及び第１０１号の５件を起立により一括採決

④ 日程第３の請願３件を起立により一括採決
請願第　　３号　よみうりランド内の巨大な盛り土の安全性に関する請願
請願第　１２号　義務教育に係る国による財源確保と、３０人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願
請願第　４２号　川崎区堀之内町に建設予定の（仮称）ダイキン宮本町に反対する請願

2

日程第４
議案第１２６号　人権擁護委員の候補者の推薦について
［上程、提案説明、自席質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに起立により採決］

3

日程第５
委員会提出議案第１号　市長の専決事項の指定についての一部改正
［上程、提案説明・質疑・討論を省略し、直ちに起立により採決］

4

日程第６

意見書案第　８号　義務教育費の財源確保等に関する意見書
意見書案第　９号　最低賃金の改定等に関する意見書
意見書案第１０号　賃貸住宅居住者等の居住の安定の確保を求める意見書
意見書案第１１号　東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書
意見書案第１２号　北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
意見書案第１３号　防災・減災のための公共投資による社会インフラの再構築を求める意見書
意見書案第１４号　地方税財源の充実確保を求める意見書
意見書案第１５号　再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

（一括上程）

①　意見書案８件中、意見書案第８号、第９号、第１０号、第１１号、第１２号及び第１３号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により一括採決

②　除いた意見書案第１４号及び第１５号を書記朗読等を省略し、直ちに起立により一括採決

意見書案第１６号　尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書
意見書案第１７号　尖閣諸島の防備を推進するための法整備を求める意見書
［一括上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、まず、意見書案第１６号を起立により採決。その後、意見書案第１７号を起立により採決］

意見書案第１８号　原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書
［上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決］

意見書案第１９号　県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書
［上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決］

決議案第　　１号　議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議
［上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決］

5

日程第７

議員の派遣について

平成２４年第２回川崎市議会定例会
議事日程第４号

平成２４年６月２２日（金）
午前１０時　開　議

第　１

議案第　８８号　川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の制定について
議案第　８９号　川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９０号　川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９１号　川崎市視覚障害者情報文化センター条例の制定について
議案第　９２号　川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９３号　川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９４号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第　９５号　川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の締結について
議案第　９６号　川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事請負契約の締結について
議案第　９７号　川崎高等学校及び附属中学校等新築空気調和設備工事請負契約の締結について
議案第　９８号　川崎港コンテナターミナル・コンテナクレーン製作工事請負契約の締結について
議案第　９９号　仮称新川崎地区産学官共同研究施設クリーンルーム整備工事請負契約の変更について
議案第１００号　市道路線の認定及び廃止について
議案第１０１号　黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
議案第１０２号　川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について
議案第１０３号　訴えの提起について
議案第１０４号　訴えの提起について
議案第１０５号　訴えの提起について
議案第１０６号　訴えの提起について
議案第１０７号　訴えの提起について
議案第１０８号　訴えの提起について
議案第１０９号　訴えの提起について
議案第１１０号　訴えの提起について
議案第１１１号　訴えの提起について
議案第１１２号　訴えの提起について
議案第１１３号　川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定についての市長の専決処分の承認について
議案第１１４号　訴訟上の和解について
議案第１１５号　和解について
議案第１１６号　和解について
議案第１１７号　和解について
議案第１１８号　和解について
議案第１１９号　和解について
議案第１２０号　和解について
議案第１２１号　和解について
議案第１２２号　和解について
議案第１２３号　和解について
議案第１２４号　和解について
議案第１２５号　川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について

第　２

報告第　　２号　平成２３年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第　　３号　平成２３年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

報告第　　４号　　平成２３年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第　　５号　　平成２３年度川崎市病院事業会計継続費繰越額の報告について
報告第　　６号　　平成２３年度川崎市病院事業会計予算繰越額の報告について
報告第　　７号　　平成２３年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第　　８号　　平成２３年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第　　９号　　平成２３年度川崎市工業用水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第　１０号　　平成２３年度川崎市自動車運送事業会計予算繰越額の報告について
報告第　１１号　　川崎市情報公開条例第３５条の規定による運営状況の報告について
報告第　１２号　　川崎市個人情報保護条例第４１条の規定による運営状況の報告について
報告第　１３号　　川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第１１条の規定による運営状況の報告について
報告第　１４号　　地方自治法第１８０条の規定による市長の専決処分の報告について

第　３

請願第　　３号　　よみうりランド内の巨大な盛り土の安全性に関する請願
請願第　１２号　　義務教育に係る国による財源確保と、３０人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願
請願第　４２号　　川崎区堀之内町に建設予定の（仮称）ダイキン宮本町に反対する請願

第　４

議案第１２６号　　人権擁護委員の候補者の推薦について

第　５

委員会提出議案第１号　　市長の専決事項の指定についての一部改正

第　６

意見書案第　８号　　義務教育費の財源確保等に関する意見書
意見書案第　９号　　最低賃金の改定等に関する意見書
意見書案第１０号　　賃貸住宅居住者等の居住の安定の確保を求める意見書
意見書案第１１号　　東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書
意見書案第１２号　　北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
意見書案第１３号　　防災・減災のための公共投資による社会インフラの再構築を求める意見書
意見書案第１４号　　地方税財源の充実確保を求める意見書
意見書案第１５号　　再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
意見書案第１６号　　尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書
意見書案第１７号　　尖閣諸島の防備を推進するための法整備を求める意見書
意見書案第１８号　　原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書
意見書案第１９号　　県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直しに関する意見書
決議案第　　１号　　議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

第　７

議員の派遣について

平成２４年６月１８日

川崎市議会議長
大島　　明　様

総務委員長
かわの忠正

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第　９５号　川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の締結について
（原案可決）

議案第　９６号　川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事請負契約の締結について
（原案可決）

議案第　９７号　川崎高等学校及び附属中学校等新築空気調和設備工事請負契約の締結について
（原案可決）

議案第１０１号　黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
（原案可決）

議案第１０２号　川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について
（原案可決）

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長
大　島　　明　様

市民委員長
為　谷　義　隆

市民委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第　８８号　川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の制定について　（原案可決）

議案第　８９号　川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第　９０号　川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第　９８号　川崎港コンテナターミナル・コンテナクレーン製作工事請負契約の締結について　（原案可決）

議案第　９９号　仮称新川崎地区産学官共同研究施設クリーンルーム整備工事請負契約の変更について　（原案可決）

議案第１１３号　川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定についての市長の専決処分の承認について　（承　　認）

議案第１２５号　川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について　（原案可決）

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長
大　島　　明　様

健康福祉委員長
岩　隈　千　尋

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第　９１号　川崎市視覚障害者情報文化センター条例の制定について
（原案可決）

議案第　９４号　川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長
大　島　　明　様

まちづくり委員長
山　田　益　男

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第　９２号　川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第　９３号　川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について　（原案可決）

議案第１００号　市道路線の認定及び廃止について
（原案可決）

議案第１０３号　訴えの提起について
（原案可決）

議案第１０４号　訴えの提起について
（原案可決）

議案第１０５号　訴えの提起について
（原案可決）

議案第１０６号　訴えの提起について
（原案可決）

議案第１０７号　訴えの提起について
（原案可決）

議案第１０８号　訴えの提起について
（原案可決）

議案第１０９号　訴えの提起について
（原案可決）

議案第１１０号　訴えの提起について
（原案可決）

議案第１１１号　訴えの提起について
（原案可決）

議案第１１２号　訴えの提起について

（原案可決）

議案第１１５号　和解について

（原案可決）

議案第１１６号　和解について

（原案可決）

議案第１１７号　和解について

（原案可決）

議案第１１８号　和解について

（原案可決）

議案第１１９号　和解について

（原案可決）

議案第１２０号　和解について

（原案可決）

議案第１２１号　和解について

（原案可決）

議案第１２２号　和解について

（原案可決）

議案第１２３号　和解について

（原案可決）

議案第１２４号　和解について

（原案可決）

平成２４年６月１８日

川崎市議会議長
大　島　明　様

環境委員長
石　川　建　二

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

議案第１１４号　訴訟上の和解について

（原案可決）

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長
大　島　　明　様

総務委員会
かわの忠正

総務委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条及び第９４条の規定により報告します。

記

請願第１２号　義務教育に係る国による財源確保と、３０人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願　（取り下げ）

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長
大　島　　明　様

健康福祉委員長
岩　隈　千　尋

健康福祉委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条及び第９４条の規定により報告します。

記

請願第４２号　川崎区堀之内町に建設予定の（仮称）ダイキン宮本町に反対する請願
（採　　択）

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長
大　島　　明　様

まちづくり委員長
山　田　益　男

まちづくり委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条及び第９４条の規定により報告します。

記

請願第３号　　よみうりランド内の巨大な盛り土の安全性に関する請願
（取り下げ）

代表討論通告書

平成２４年６月２０日

川崎市議会議長　様

会派名　日本共産党
討論者氏名　大庭裕子
時間　約15分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第４９条の規定により通告します。

	議案（請願を含む）
反対討論	議案第90号、議案第91号、議案第94号　議案第95号、議案第96号、 議案第97号、議案第98号、議案第101号、議案第113号
賛成討論	議案第89号
報告	

議事課
受 24.6.20 付
第　号

発言通告書

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　様

会派名　日本共産党

発言者氏名　市古映美

予定時間　5　分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第４９条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第１６号の提案説明
（尖閣諸島領有問題の平和的解決を求める意見書）

議事課
受 24.6.19 付
第　号

発言通告書

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　様

会派名　自民党

発言者氏名　浅野文直

予定時間　3　分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第４９条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第１７号の提案説明
（尖閣諸島の防備を推進するための法整備を求める意見書）

議事課
受 24.6.19 付
第　号

発言通告書

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　様

会派名　日本共産党

発言者氏名　佐野仁昭

予定時間　5　分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第４９条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第１８号の提案説明
（原子力発電所の再稼動を認めないことを求める意見書）

発言通告書

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　様

会派名　日本共産党

発言者氏名　井口真美

予定時間　5　分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第４９条の規定により通告します。

発言項目
意見書案第１９号の提案説明
（県有施設の原則廃止及び県から市町村への補助金等の見直し
に関する意見書）

発言通告書

平成２４年６月１９日

川崎市議会議長　様

会派名　自民党

発言者氏名　浅野文直

予定時間　3　分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第４９条の規定により通告します。

発言項目
決議案第１号の提案説明
（議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議）

議事課
受 24.6.19 付
第　　号

平成２４年第２回川崎市議会定例会
議事日程第８号

平成２４年６月２８日（木）
午前１０時　開　議

第　1

一般質問

第　2

請願・陳情

第　3

閉会中の継続審査及び調査について

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

平成２４年6月２８日

《 総 務 委 員 会 》 請願第２６号、３３号 陳情第４号、２０号、２３号、３０号、４０号、４２号、５１号、５９号、６０号 総務局、総合企画局、財政局、教育委員会及びその他の行政について
《 市 民 委 員 会 》 請願第８号、１０号、１６号 陳情第９号、１４号、１５号、３９号、６２号、６７号 市民・こども局、経済労働局及び港湾局の行政について
《 健 康 福 祉 委 員 会 》 請願第１１号、１８号、２３号、２４号、３５号、３７号 陳情第１号、１３号、２２号、２６号、３２号 健康福祉局、病院局及び消防局の行政について
《 ま ち づ く り 委 員 会 》 請願第４号、９号、１４号、１５号、２０号、２１号、３８号、３９号、４０号、４１号 陳情第２号、８号、２８号、５５号、５６号、６１号、６３号、６４号、６６号 まちづくり局及び建設緑政局の行政について
《 環 境 委 員 会 》 請願第２７号 環境局、上下水道局及び交通局の行政について
《 議 会 運 営 委 員 会 》 議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項

平成24年第2回定例会一般質問者一覧（案）

発言通告締切日　平成24年6月19日（火）　午後1時

会派 / 月日	自民党	公明党	民主党	共産党	みんなの党	無所属
6/25	＊橋本　勝	＊川島雅裕	＊木庭理香子	＊勝又光江	＊竹田宣廣	
（月）	＊原　典之	＊河野ゆかり	＊露木明美	＊市古映美		
（14人）	＊矢澤博孝	＊田村伸一郎	＊添田　勝	＊石川建二		＊猪股美恵
6/26	＊吉沢章子	＊浜田昌利	＊吉田史子	＊宮原春夫	＊小田理恵子	
（火）	浅野文直	＊かわの忠正	＊押本吉司	＊石田和子	＊為谷義隆	
（14人）	＊鏑木茂哉	＊吉岡俊祐	＊潮田智信	＊斉藤隆司		
6/27	＊松原成文	＊岡村テル子	＊山田益男	＊井口真美	＊小川顕正	
（水）	＊山崎直史	＊沼沢和明	＊粕谷葉子	＊大庭裕子	＊月本琢也	
（14人）	＊廣田健一	＊花輪孝一	＊雨笠裕治			＊三宅隆介
6/28	＊林　浩美	＊後藤晶一	＊岩隈千尋	＊竹間幸一	＊松川正二郎	
（木）	＊嶋崎嘉夫	＊山田晴彦	＊織田勝久	＊佐野仁昭		
（12人）		＊菅原　進	＊飯塚正良			
			＊東　正則			
54人	11人	12人	13人	10人	6人	2人

＊　印は一問一答方式

平成24年第2回定例会一般質問発言要旨（届出順）

＊印は一問一答方式

順序	発言者	要旨	答弁者
1	＊三宅隆介	① 予防接種について	教育長 こども健福関係局
		② 行方不明児童問題について	
		③ 老人の孤独死問題について	
		④ 救急車の現場待機時間について	
		⑤ 教育委員会発行の副読本の記述について	
2	＊猪股美恵	① 川崎市総合都市交通計画について	市長 水管者 総務 環境 まち 消防関係局
		② 国際水ビジネスについて	
		③ コンテナに積まれた焼却飛灰について	
		④ 市内に保有する放射性廃棄物と防災計画について	
		⑤ 人事政策について	
3	＊竹田宣廣	① 本市のコスト削減奨励制度について	総務 財政 環境 消防関係局
		② 本市のごみ発電事業における売電入札について	
		③ 財団法人川崎市消防防災指導公社が所有する仕組債について	
4	＊小田理恵子	① 業務効率の改善のための制度の見直しについて	教育長 総務 こども 関係局
		② 病児保育について	
		③ 各種計画の策定に先立ち実施される調査について	
		④ 定時制高等学校の生徒の支援について	
5	＊為谷義隆	① 「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画について	経労 健福関係局
		② 地域コミュニティインフラとしての銭湯の利活用について	
		③ 産業観光の取組について	
6	＊小川顕正	① 居所不明の児童生徒について	教育長 こども 交通 関係局
		② 待機児童について	
		③ 市バスの有責事故件数について	
7	＊月本琢也	① 都市農業と市民参加型農園について	総務 市・こ 経労 建設関係局
		② 映像のまちについて	
		③ 市有施設を活用したシティセールスについて	
8	＊松川正二郎	① 上丸子跨線橋の拡張事業と安全対策について	教育長 総務 総企 こども 建設 消防関係局
		② 防災啓発の取組と災害図上訓練（ＤＩＧ訓練）の全市展開について	
9	＊川島雅裕	① 脳卒中について	教育長 総務 市・こ 経労 環境 健福 まち 消防関係局
		② 電子申請について	
		③ インターネット環境について	
		④ クールビズについて	
		⑤ 航空機の騒音について	
10	＊河野ゆかり	① がん対策について	市長 総務 財政 こども 健福 建設 多摩病院関係局
		② ジェネリック医薬品について	
		③ 防災対策について	
		④ 公共施設等利用者駐車場について	
		⑤ 介護支援ボランティアポイント制度について	
11	＊田村伸一郎	① ひとり親家庭への支援について	教育長 総務 こども 経労 健福 関係局
		② 職場体験・インターンシップの充実について	
		③ 「介護マーク」等の普及について	
12	＊浜田昌利	① がん教育について	市長 副市長 教育長 総務 総企 経労 健福 関係局
		② 介護予防について	
		③ 福祉分野での就労支援について	
		④ 孤立死対策について	
		⑤ エリーパワーについて	
		⑥ 視覚障害者への支援について	

＊印は一問一答方式

順序	発言者	要旨	答弁者
13	＊かわの忠正	① 川崎駅周辺の交通安全対策について ・川崎府中線ＪＲガード下の自転車専用道 ・「川崎市総合都市交通計画」（骨子案） ・「川崎駅周辺地区のまちづくり」	市長 教育長 総務 市・こども まち 建設 関係局
		② 証明書の交付方法の改善について ・コンビニ交付 ・申請書の簡素化	
		③ 防災対策について ・幼稚園、保育園	
		④ 市営住宅の高齢者対策について	
14	＊吉岡俊祐	① 高齢者・低所得者向け住宅の整備について	健福 まち 建設 関係局
		② 川崎市無電柱化整備基本方針について	
		③ 櫓橋架け替え工事の安全対策について	
15	＊岡村テル子	① 防災対策について ・一時滞在施設 ・避難所での健康被害防止	教育長 総務 健福 病院 関係局
		② 通学路の安全対策について	
		③ 脳脊髄液減少症について	
16	＊沼沢和明	① 高校中途退学者について	市長 副市長 教育長 総務 こども 健福 関係局
		② 保育園仮設園舎の有効活用について	
		③ 生活保護制度における葬祭扶助費について	
		④ 生活保護受給者の介護サービスの利用について	
		⑤ 公共建築物におけるインターネット環境の整備について	
17	＊花輪孝一	① 川崎北部保健医療圏の地域医療の充実について	市長 副市長 水管者 教育長 経労 健福 まち 病院 関係局
		② 川崎市企業等退職者人材活用支援事業について	
		③ 旧水道局麻生営業所分室の有効活用について	
		④ 虹ヶ丘地内の小規模特別養護老人ホームの整備事業について	
		⑤ 老朽化する民間社会福祉施設への対応について	
18	＊後藤晶一	① 防災対策について	市長 副市長 教育長 総務 財政 こども 健福 まち 高津 関係局
		② 資産マネジメントについて （長寿命化・市有財産有効活用）	
		③ 児童虐待防止について	
		④ 高齢者の見守りについて	
19	＊山田晴彦	① 霊園管理について	副市長 水管者 まち 建設 病院 関係局
		② 市営住宅について	
		③ 市立病院の患者サービス向上について	
		④ ゲリラ豪雨対策について	
20	＊菅原進	① 財政について	市長 副市長 水管者 教育長 総務 総企 財政 経労 環境 健福 関係局
		② 日中友好の推進について	
		③ 国際戦略総合特区について	
		④ 水事業について	
		⑤ 環境対策について	
		⑥ 多摩川施策について	
21	＊勝又光江	① 生産緑地地区について	教育長 経労 健福 関係局
		② 難聴福祉について	
		③ 防災教育について	
22	＊市古映美	① 特別支援教育におけるサポートノートについて	教育長 健福 建設 関係局
		② 教育に関わる防災について	
		③ 視覚障害者に関わる諸問題について	
		④ 生活保護行政について	

＊印は一問一答方式

順序	発言者	要旨	答弁者
23	＊石川建二	① 宮前区役所のアクセス改善とコミュニティバスの取組について	市・こども 経済労働 まちづくり 建設 宮前区 関係局
		② リフォーム助成制度について	
		③ ふれあいネットの登録について	
		④ わくわくプラザ・学童保育について	
		⑤ 有馬こども公園のネットの改修について	
24	＊宮原春夫	① 京急八丁畷駅前の安全対策について	市・こども 環境 建設 交通 関係局
		② 市役所前通り歩道の改善整備について	
		③ 子どもの通学路の安全対策について	
		④ エコ暮らし未来館について	
25	＊石田和子	① 避難所運営会議について	総務 こども 健康福祉 まちづくり 関係局
		② 児童虐待対応と予防対策について	
		③ 認知症対策について	
		④ 障害者の移動支援と在宅福祉施策の充実について	
		⑤ 津田山駅のバリアフリー化について	
26	＊斉藤隆司	① 危険崖対策について	経済労働 まちづくり 関係局
		② 登戸土地区画整理事業について	
		③ 商店街支援について	
27	＊井口真美	① 障がいを持つ高齢者の住まいについて	水道事業管理者 総務 環境 健康福祉 関係局
		② ひとり暮らし等高齢者見守り事業について	
		③ 住宅建設におけるゴミ置場の設置について	
		④ 生田地域の避難所について	
		⑤ 水ビジネスについて	
28	＊大庭裕子	① 防災対策について ・小中学校の防災備蓄状況について ・避難所運営会議について	水道事業管理者 教育長 総務 経済労働 建設 交通 関係局
		② 江川せせらぎ及び公園などの整備について	
		③ バス停の上屋の設置について	
		④ 若年者の雇用対策について	
29	＊竹間幸一	① 武道必修化について	教育長 総務 経済労働 市・こども 建設 関係局
		② 被災地復興のあり方について	
		③ ＪＲ南武線連続立体交差と既存のペデストリアンデッキについて	
		④ 人事評価制度の取組について	
		⑤ 幸区役所の改築について	
		⑥ 葬儀における消費者トラブルの防止について	
30	＊佐野仁昭	① 地震防災対策 ・石油コンビナート防災対策 ・災害弱者等への事前対策他	市長 総務 総合企画 市・こども 健康福祉 建設 病院 関係局
		② ライフイノベーション国際戦略総合特区における医療倫理の確立について	
		③ 通学路の安全対策について	
		④ 川崎社会保険病院民間売却問題と医療機能の継続について	
31	＊木庭理香子	① 公園利用者のための駐車場整備について	市長 総務 環境 健康福祉 建設 消防 関係局
		② 粗大ごみ処理券について	
		③ 非常勤特別職の労働対価について	
32	＊露木明美	① 生田緑地の今後について	教育長 総務 総合企画 市・こども 環境 健康福祉 建設 病院 関係局
		② 災害医療体制について	
		③ 災害時の要援護者対策等について	
		④ 就学援助制度について	
		⑤ 食育の推進について	

＊印は一問一答方式

順序	発言者	要旨	答弁者
33	＊添田　勝	① 給食冷凍みかんについて ② 危機管理における自衛官ＯＢの採用について ③ 介護予防事業等の効果検証について ④ 市立病院職員の人件費について	教委長総務 健福病院 関係局
34	＊吉田史子	① ひとり親世帯への本市の取組について ② ワークライフバランスについての本市の取組について ③ 本市の都市生活ブランド構築への取組について	市・こども 経労まち 建設関係局
35	＊押本吉司	① 災害廃棄物の広域処理について ② 多摩川河川敷のバーベキュー有料化について ③ 夢見ヶ崎動物公園へのサポーター制度導入について ④ ＡＥＤの設置について	市長副市長 教育長市・こ 環境建設 消防関係局
36	＊岩隈千尋	① 健康福祉年鑑の分析について ② 東海道貨物支線貨客併用化について ③ 川崎縦貫高速鉄道と総合都市交通計画について	市長副市長 総企健福 まち関係局
37	＊潮田智信	① 防災対策について ② 中原区内の公共施設について ③ 中原区大型集合住宅住民組織支援事業について	総務まち 中原関係局
38	＊山田益男	① バス路線の新設について ② 一時避難場所の選定について	総務まち 建設交通 関係局
39	＊粕谷葉子	① 認可外勤務の保育士試験等について ② 生活保護の医療扶助等について ③ 高齢者の虐待と孤立死について ④ 川崎港の活性化策について	こども健福 港湾関係局
40	＊雨笠裕治	① 大都市制度について ② 公有地のあり方と地域対応について ③ バス停留所の改善について	市長副市長 総務総企 市・こ健福 交通関係局
41	＊織田勝久	① 認知症対策について ② 障害者施策について ③ 子育て支援施策について ④ 総合都市交通計画とこれからの地域のまちづくりについて	市長副市長 こども健福 まち建設 宮前交通 関係局
42	＊飯塚正良	① 富士見周辺地区整備について ② 大師線連続立体化都市計画決定について ③ ＪＲ川崎駅前整備について ④ 新たな在留管理・住民基本台帳制度について ⑤ 県有地における本市の関わりについて ⑥ 福祉キャブについて	教育長総企 市・こ経労 健福まち 関係局
43	＊東　正則	① 市中小企業融資制度の融資状況と課題について ② 保育施策の現状と更なる拡充について	こども経労 関係局
44	＊橋本　勝	① 重大犯罪における警察等との連携について ② 環境教育について ③ 財政について ④ 藤子・Ｆ・不二雄ミュージアムについて	教育長財政 市・こ関係局
45	＊原　典之	① 地域自主戦略交付金について ② 帰宅困難者対策等について ③ 区制記念事業について	市長総務 財政中原 関係局
46	＊矢澤博孝	① ４月より中学校で正課となった武道と教育のあり方について ② 川崎市農業生産緑地等振興事業要綱の見直しについて ③ 都市計画道路横浜生田線（横浜市境）とカーブミラーについて	教育長経労 建設関係局

＊印は一問一答方式

順序	発言者	要旨	答弁者
47	＊吉沢章子	① 社会起業家等の育成と社会貢献に資する施策について	副市長 総企 財政 市・こ
		② 医療の機能分担と在宅医療・介護について	経労 健福
		③ 環境と観光の多摩区について ・観光資源の活用について ・多摩区庁内連絡会議について	ま ち 多摩 病院 関係局
48	浅野文直	① 新百合ヶ丘総合病院について	副市長 市・こ
		② 市道鷺沼線の街路整備について	健福 建設
		③ ふれあいネットでの野球場の抽選並びに野球大会への市の協力について	宮前病院 関係局
		④ 宮前区野川の人道橋「美里橋」の架け替えについて	
49	＊鏑木茂哉	① 自主防災組織について	市長 副市長
		② ミューザ川崎シンフォニーホールについて	総務 市・こ
		③ 歩道橋・横断歩道について	ま ち 建設 関係局
50	＊松原成文	① 野球場ボールカウントについて	市長 教委長
		② 多摩川丸子橋付近のバーベキューについて	教育長 市・こ
		③ 教育委員の任命について	こども 環境
		④ 生活保護不正受給と福祉事務所について	健福 建設
		⑤ 朝鮮学校補助金について	関係局
51	＊山崎直史	① 通学路の安全対策について	副市長 水管者
		② 水田奨励施策について	教育長 経労
		③ 認知症対策について	健福 建設
		④ 水ビジネスの世界展開について	関係局
52	＊廣田健一	① 国語教育の漢字指導について	教育長 ま ち
		② 災害時における消防の対応について	建設 消防
		③ ＪＲ南武線駅アクセス向上について	関係局
		④ 道路及び橋梁の補修について	
53	＊林浩美	① 上下水道事業について	市長 副市長
		② ＪＲ・京急川崎前再開発事業について	水管者 総務
		③ 富士見公園周辺整備事業について	総企 財政
		④ 災害に強いまちづくりの取組について	ま ち 消防 関係局
54	＊嶋崎嘉夫	① 地域防災計画について	市長 総務
		② 多摩川河川敷での放射能汚染について	環境 健福
		③ 川崎社会保険病院について	建設 関係局

「代表質問における質問時間の配分方法について」に関する各会派の見解

平成２４年６月７日現在

	各　会　派　の　意　見
自民党	・あくまでも個別の会派の損得によって議論しているのではなく、民主主義の考え方により、最もシンプルで分かりやすい会派構成人数割りのみによる配分が原則的な考え方であると思っている。 ・激変緩和として会派割りを１／４で存続させることには理解できる点もあるが、そうであったとしても、それは今期の残り３年間における暫定措置とし、来期は完全な会派構成人数割りと現時点で決定すべきである。改選後に、そのときの状況によって会派から日数変更等の様々な意見が出るのであれば、その時点で議論をしてもらえればよいのではないか。 ・会派割りによる時間配分を存続させるのであれば、３人以上とされている交渉会派の最低人数の見直しに向けて、更に議論を行うべきである。
公明党	・会派割り１／４、会派構成人数割り３／４については、まだ距離があると感じており、会派割りによる時間配分を存続させると、所属議員数が３人の会派にも膨大な時間が配分されてしまうことなどを考慮すると、会派構成人数割りのみでの時間配分が最も公平と考えている。 ・次期の選挙結果によっては新しい会派ができることも考えられ、今の時点で来期は会派構成人数割りのみで質問時間を配分するよう担保しておかないと同じ議論が繰り返されると思われるので、現時点でのルール化が大事であると考えるが、会派内では様々な意見が出ているので、団に持ち帰り意見をまとめたい。
民主党	・共産党及びみんなの党から、会派割り１／４、会派構成人数割り３／４と譲歩し、妥協点を提案されたことに感謝したい。自分たちも譲歩すべきと思うが、民主主義のルールとして、来期から会派構成人数割りのみによる時間配分とすることとし、暫定的に今期は会派割り１／４、会派構成人数割り３／４とすることがよいと考える。再度会派で協議したい。
共産党	・これまで川崎市議会では会派を中心とした運営を行ってきたことを考慮すると、会派の代表質問の時間配分についても、一定の時間確保を基本としなければならないと考えており、そういった意味から、会派割り１／４、会派構成人数割り３／４で配慮願いたい。 ・来期の時間配分については、会派構成が選挙後でないと分からないので、来期の議会で改めて議論すべきと考えおり、来期の会派数が増え支障が生じるのであれば、時間配分方法の見直しではなく質問日数を２日間から３日間に増やすことを検討すべきと思うが、持ち帰り検討する。 ・交渉会派の最低人数については、これまでも１人会派を認めるべきとの主張をしてきた経過もあり、現状の３人以上を継続すべきと考える。

（※裏面あり）

みんなの党	・一定の譲歩を行い、議会の円滑な運営に協力するといった観点から、会派割り１／４、会派構成人数割り３／４とすることで会派から了承を受けたので、御理解願いたい。 ・しかし、民主主義の観点から、会派構成人数割りのみにより時間を配分することについては理解できるところであり、今期については、今期初めて結成した会派であるので御理解いただきたいと思うが、来期については、会派構成人数割りのみによる時間配分を基本として、来期の世話人会や議会運営委員会で協議願えればと考える。 ・交渉会派の最低人数については、将来的な会派構成は未知であるので、現状は３人以上として継続するのがよいと考える。

○代表質問の終了予定時刻及び各会派努力目標時間（会派構成人数58人を基準に算出した場合）

	《現行》 会派割り1/2・ 会派構成人数割り1/2	会派割り1/3・ 会派構成人数割り2/3	会派割り1/4・ 会派構成人数割り3/4	会派割り1/5・ 会派構成人数割り4/5	会派構成人数割り
１日目の終了予定時間	２会派・16時27分	２会派・16時38分	２会派・16時44分	２会派・16時47分	２会派・17時00分
２日目の終了予定時間	３会派・17時33分	３会派・17時22分	３会派・17時16分	３会派・17時13分	３会派・17時00分

会　派　名	議員数					
自　民　党	１６人	１５７分 (2時間37分)	１６５分 (2時間45分)	１７０分 (2時間50分)	１７２分 (2時間52分)	１８２分 (3時間2分)
公　明　党	１３人	１４０分 (2時間20分)	１４３分 (2時間23分)	１４４分 (2時間24分)	１４５分 (2時間25分)	１４８分 (2時間28分)
民　主　党	１３人	１４０分 (2時間20分)	１４３分 (2時間23分)	１４４分 (2時間24分)	１４５分 (2時間25分)	１４８分 (2時間28分)
共　産　党	１０人	１２３分 (2時間3分)	１２０分 (2時間)	１１８分 (1時間58分)	１１７分 (1時間57分)	１１４分 (1時間54分)
みんなの党	６人	１００分 (1時間40分)	８９分 (1時間29分)	８４分 (1時間24分)	８１分 (1時間21分)	６８分 (1時間8分)
	５８人	６６０分	６６０分	６６０分	６６０分	６６０分

議 会 運 営 の 手 引 き（抜粋）

第１１章　選　挙

第１節　（省略）

第２節　その他の選挙

２１３　市並びに各区選挙管理委員及び同補充員の選挙については、議会運営委員会で協議する。なお、候補者が決まったときの選挙の方法は、指名推選とする。

２１４　指名推選により選挙する選挙管理委員補充員の補充の順序は、委員候補のいない推薦会派を優先順位（多数会派順）とし、次に委員候補のいる推薦会派（多数会派順）を指定する。なお、１会派で２名の補充員候補があった場合には、２人目は全会派一巡後に指定する。

２１５　市並びに各区選挙管理委員及び同補充員の当選者には、文書で通知するとともに、承諾書の提出を求める。

各区選挙管理委員及び同補充員について

各区選挙管理委員及び同補充員の定数は各区それぞれ４人のため、７区合計で２８人ずつとなり、これに各会派の「議会の構成議員数割合」を乗じて、各会派へ配分する「委員数」を算出します。

各会派の「委員数」は、次のとおりとなります。

会　　派	人数	計　算　式	委員数	備考
自　民　党	１６	２８×１６／６０＝７．４６６	８	
公　明　党	１３	２８×１３／６０＝６．０６６	６	
民　主　党	１３	２８×１３／６０＝６．０６６	６	
共　産　党	１０	２８×１０／６０＝４．６６６	５	
みんなの党	６	２８×６／６０＝２．８	３	

無　所　属	１	２８×１／６０＝０．４６６	－	
無　所　属	１	２８×１／６０＝０．４６６	－	
計	６０		２８	

計算式　**選挙管理委員総数（同補充員総数）**　×　**会派人数／議員総数**

市及び各区選挙管理委員・同補充員割り振り表

平成２０年８月２９日

市区名 / 正補別 / 会派名	川崎市		川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		区計
	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	(各28人)
自民党	◎	②	◎	①	◎	②	◎	①	◎	③	◎	①	◎	③	◎	①	8
								④					◎				
民主党	◎	①	◎	②	◎	①	◎	②	◎	②	◎	②	◎	②	◎	②	8
				④					◎								
公明党	◎	③	◎	③	◎	③	◎	③	◎	④	◎	③	◎	④	◎	③	7
共産党	◎	④	◎		◎	④	◎			①	◎	④		①	◎	④	5

※　「◎」は委員。「○」は補充員、中の数字は補充員の順位を示す。

市及び各区選挙管理委員・同補充員割り振り表

平成２４年　月　　日

市区名 / 正補別 / 会派名	川崎市		川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		区計
	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	委員	補充員	(各28人)
自民党	◎	②	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	8
公明党	◎	○															6
民主党	◎	○															6
共産党	◎																5
みんなの党		①															3

※　「◎」は委員。「○」は補充員、中の数字は補充員の順位を示す。

川崎市選挙管理委員名簿

任期（平成20年10月14日～平成24年10月13日）　　平成24年6月1日

職名	氏名	郵便番号	住所	電話番号	所属政党	推薦会派
委員長	山田 充邦（やまだ みつくに）				共産党	共産党
委員長職務代理者	佐藤 忠次（さとう ちゅうじ）				民主党	民主党
委員	長瀬 政義（ながせ まさよし）				自民党	自民党
委員	小原 敏男（おばら としお）				公明党	公明党

川崎市各区選挙管理委員名簿

区名	職名	氏名	郵便番号	住所	電話番号	所属政党	推薦会派
川崎区	委員長	池上 治夫（いけがみ はるお）				無所属	自民党
	委員長職務代理者	内野 俊朗（うちの としろう）				自民党	自民党
	委員	萩原 利男（はぎわら としお）				公明党	公明党
	委員	田畑 厚志（たばた あつし）				共産党	共産党
幸区	委員長	治部 誠一郎（はるべ せいいちろう）				公明党	公明党
	委員長職務代理者	川端 猛（かわばた たけし）				共産党	共産党
	委員	小島 春男（こじま はるお）				自民党	自民党
	委員	津田 照雄（つだ てるお）				民主党	民主党
中原区	委員長	六反 政韶（ろくたん まさあき）				公明党	公明党
	委員長職務代理者	小塙 三男（こばなわ みつお）				共産党	共産党
	委員	大谷 忠司（おおたに ちゅうじ）				自民党	自民党
	委員	伊藤 奎助（いとう けいすけ）				無所属	自民党
高津区	委員長	佐藤 忠（さとう ただし）				民主党	民主党
	委員長職務代理者	齊藤 茂（さいとう しげる）				自民党	自民党
	委員	川邉 良子（かわべ よしこ）				無所属	民主党
	委員	夏目 孝男（なつめ たかお）				公明党	公明党
宮前区	委員長	野口 邦彦（のぐち くにひこ）				共産党	共産党
	委員長職務代理者	鈴木 七五郎（すずき しちごろう）				自民党	自民党
	委員	青山 仁三（あおやま じんぞう）				無所属	民主党
	委員	栃木 孝雄（とちぎ たかお）				公明党	公明党
多摩区	委員長	池田 鎭禧（いけだ やすよし）				民主党	民主党
	委員長職務代理者	井上 昭一（いのうえ しょういち）				無所属	自民党
	委員	桑原 俊雄（くわばら としお）				公明党	公明党
	委員	関口 景雄（せきぐち かげお）				自民党	自民党
麻生区	委員長	佐藤 政利（さとう まさとし）				共産党	共産党
	委員長職務代理者	伊藤 實（いとう みのる）				自民党	自民党
	委員	菅原 敬子（すがわら けいこ）				民主党	民主党
	委員	中川 嘉憲（なかがわ よしのり）				公明党	公明党

川崎市各区選挙管理委員補充員名簿

平成24年6月1日現在

所属	氏名	住所	推薦会派	補充順位	所属政党
川崎市	佐谷 隆一		民主党	1	無所属
	上原 國男		自民党	2	無所属
	松嶋 和雄		公明党	3	公明党
	大庭 博		共産党	4	共産党
川崎区	※池上 治夫		自民党	1	無所属
	佐藤 斉		民主党	2	無所属
	赤坂 實		公明党	3	公明党
	○斉藤 一		民主党	4	無所属
幸区	田村 良雄		民主党	1	無所属
	山下 秀男		自民党	2	無所属
	宍戸 勝義		公明党	3	公明党
	西村 由男		共産党	4	共産党
中原区	※伊藤 奎助		自民党	1	無所属
	齋藤 巻藏		民主党	2	無所属
	廣瀬 金次郎		公明党	3	公明党
	三堀 昇		自民党	4	無所属
高津区	髙橋 瑞穂		共産党	1	共産党
	土屋 多加子		民主党	2	無所属
	大塚 徹		自民党	3	自民党
	齊藤 定男		公明党	4	公明党
宮前区	佐々木 光昭		自民党	1	無所属
	吉田 亨太郎		民主党	2	無所属
	鈴木 邦博		公明党	3	公明党
	福田 悠紀男		共産党	4	共産党
多摩区	限部 直光		共産党	1	共産党
	永井 恭子		民主党	2	無所属
	馬場 志夫		自民党	3	自民党
	北澤 進		公明党	4	公明党
麻生区	渡邊 辰夫		自民党	1	無所属
	高橋 章		民主党	2	無所属
	原 一男		公明党	3	公明党
	石澤 賢二		共産党	4	共産党

〔備　考〕

1　※印の２名（川崎区・中原区）は、選挙管理委員に就任

2　○印の１名（川崎区）は、お亡くなりになられた方

3　推薦会派・所属政党については、平成20年10月の委員改選時のもの